

**指定管理鳥獣（イノシシ・ニホンジカ）**

**捕獲等事業実施計画**

**令和4年3月**

**兵 庫 県**

# 兵庫県 指定管理鳥獣（イノシシ・ニホンジカ）捕獲等事業実施計画 (令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

## 1 背景及び目的

### 【イノシシについて】

兵庫県では、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づくイノシシ管理計画を策定し、適切な防護柵の設置など被害対策の推進と、平成22年度からは狩猟期間の延長、平成24年度からはイノシシの有害捕獲に対する助成、平成25年度からは捕獲に取り組む集落に対する技術指導の開始など捕獲の推進に取り組んできた。

県内全体の捕獲数は、平成30年度以降年間20,000頭以上であり、強い捕獲圧がかけられている。その結果、目撃効率は緩やかな減少傾向にある。しかし、令和3年3月に野生イノシシから豚熱(CSF)の陽性個体が発見され、豚熱ウイルスの拡散防止に向けて、イノシシの個体間の接触を低減させるためにもイノシシの捕獲を強化していく必要がある。そのため、従来の施策に加え、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施することにより、捕獲を強化していく必要である。

### 【ニホンジカについて】

兵庫県では、平成12年度に第1期シカ保護管理計画を策定して以来、年間捕獲目標を定め、個体群管理に取り組んできた。また、シカの生息密度と農業被害及び森林下層植生被害の関係から、目撃効率は1.0以下の生息密度になると、これらの被害がともに減少することが明らかとなった。このことを踏まえ、平成21年度からは県内全市町において目撃効率を平成28年度末までに1.0以下にすることを目標としてきた。平成22年度には、個体数推定の結果に基づき、この目標を達成するため必要な最低限の年間捕獲目標を、本州部で30,000頭、淡路地域で1,500頭と定め、その実現のため、狩猟期間中の報償金制度の新設等、目標を達成するための施策を進めた。

その結果、生息数は平成22年度の捕獲前に個体数推定の中央値で17万頭に達していたと推測されるが、平成29年度末には約10万頭まで減少したと推測され、目撃効率もピーク時の2.05から平成29年度には1.26まで減少した。しかし、平成29年度から30年度にかけては、個体数推定の中央値で約8千頭、目撃効率で0.05頭/人日増加した。

また、近年では目撃効率1.0を達成するだけでは下層植生の衰退の進行をとめることしかできないこと、下層植生の回復を促すには目撃効率を0.5程度まで低下させる必要があることが明らかとなった。そのため、平成29年に改正されたシカ特定計画では、森林下層植生の回復を目指すためにシカの長期的な管理目標値を目撃効率0.5とすることが決定された。しかし、平成29・30年度の目撃効率の平均値は、特に県北部に位置する但馬地域では1.15(朝来市)～2.31(香美町)と、以前として高い状況である。

このような状況を改善するためには、目撃効率が高く、かつ森林の下層植生に対

する被害が深刻化している但馬地域において、従来の施策に加え、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施することにより、個体群管理のための捕獲等を強化することが必要である。

## 2 対象鳥獣の種類

イノシシ・ニホンジカ

## 3 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間

実施区域名	実施期間
氷ノ山鳥獣保護区の一部（大屋横行渓谷周辺区域）	令和4年6月1日～令和5年3月31日 (うち捕獲作業を行う期間) 令和4年7月1日～令和5年3月31日（273日間程度）
三川山周辺区域	令和4年6月1日～令和5年3月31日 (うち捕獲作業を行う期間) 令和4年7月1日～令和5年3月31日（273日間程度）
香住浜坂沿岸区域	令和4年6月1日～令和5年3月31日 (うち捕獲作業を行う期間) 令和4年7月1日～令和5年3月31日（273日間程度）

## 4 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域（別紙地図参照）

実施区域名	住所等	選定理由	他法令等
氷ノ山鳥獣保護区の一部（大屋横行渓谷周辺区域）	養父市大久保から養父市と宍粟市との境界に至る区域で、メッシュ番号 063、073、074、080、081 に該当する区域	当該区域の高標高地では捕獲困難地が多く、十分な捕獲が行われていないため、生息数が過密となっており、希少種への食害や下層植生等への食害等、深刻な森林生態系被害が発生している。	氷ノ山鳥獣保護区、氷ノ山後山那岐山国定公園、国有林、養父市鳥獣被害防止計画  鳥獣保護管理法、自然公園法、森林法

三川山周辺区域	香美町耀山から香美町隼人 に至る区域で、メッシュ番号 016, 023, 024, 032, 033, 044、055 に該当する区域	当該区域の高標高域では捕獲困難地が多く、十分な捕獲が行われていないため、生息数が過密となっており、希少種への食害や下層植生等への食害等、深刻な森林生態系被害が発生している。	国有林、香美町有害鳥獣被害防止計画 鳥獣保護管理法、自然公園法、森林法
香住浜坂沿岸区域	新温泉町田井から香美町相谷に至る区域で、メッシュ番号 004, 005, 006, 008 に該当する区域	当該区域の沿岸区域では捕獲困難地が多く、十分な捕獲が行われていないため、生息数が過密となっており、希少種への食害や下層植生等への食害等、深刻な森林生態系被害が発生している。	但馬海岸中部鳥獣保護区、山陰海岸国立公園、香美町有害鳥獣被害防止計画、新温泉町被害防止計画、 鳥獣保護管理法、自然公園法、森林法

## 5 指定管理鳥獣捕獲等事業の目標

実施区域名	指定管理鳥獣捕獲等事業の目標
氷ノ山鳥獣保護区の一部（大屋横行渓谷周辺区域）	捕獲数 イノシシ 15 頭 ニホンジカ 220 頭
三川山周辺区域	
香住浜坂沿岸区域	

## 6 指定管理鳥獣捕獲等事業の内容

### (1) 捕獲等の方法

#### ① 使用する猟法と規模

実施区域	使用する猟法	捕獲等の規模
氷ノ山鳥獣保護区の一部 (大屋横行渓谷周辺区域)	わな猟（くくりわな）	<b>【わな猟】</b> 従事者数 2名程度 実施時期 7月～11月 実施日数 30日間程度 わな設置数 くくりわな 20基程度
三川山周辺区域	銃猟、わな猟（くくりわな）	<b>【銃猟】</b> 従事者数 3名程度 実施時期 11月～3月 実施日数 3日間程度 <b>【わな猟】</b> 従事者数 3名程度 実施時期 7月～11月 実施日数 30日間程度 わな設置数 くくりわな 30基程度
香住浜坂沿岸区域	わな猟（くくりわな）	<b>【わな猟】</b> 従事者数 3名程度 実施時期 7月～11月 実施日数 30日間程度 わな設置数 くくりわな 30基程度

#### ② 作業手順

受託者は、捕獲事業着手前に必ず実施計画書を作成するものとし、実施計画に記載する内容や捕獲の方法は以下のとおりとする。なお、受託者は、実施計画の詳細な内容について、県と事前に調整のうえ決定するものとする

##### 1 事前調査の実施

###### 【銃猟】

- 捕獲実施区域について現地踏査を行い、地形や植生等の危険要因とシカの痕跡等から生息状況を把握し、その状況を図示したうえで、捕獲実施区域を決定す

る。

#### 【わな猟】

- 林道沿いの林縁部についての利用状況を調査し、くくりわなの設置に適した地点の選定を行う。
- 選定したわなの設置候補地にエサを撒き、誘引状況を調査する（ただし、イノシシ捕獲用のわなは、誘引を実施しない）。上記調査内容について図示したうえで、捕獲実施区域、場所を決定する。

#### 2 関係者との調整

- 市、観光協会、地元区、森林組合、地元で捕獲活動を行ってきた狩猟者等と調整を行い、安全を確保したうえで捕獲を実施する。

#### 3 捕獲等の実施

##### 【捕獲班の編成】

- 指定管理鳥獣捕獲等事業を受託した者（以下、「受託者」という。）は、銃猟、わな猟それぞれについて十分な実績を有する捕獲従事者を選定し、捕獲班を編成する。
- 現場監督者として、銃器捕獲・わな捕獲それぞれについて捕獲班長を指名する。
- 受託者は、安全管理規程を遵守し、効果的な捕獲に努めなければならない。
- 現場監督者は、事業管理責任者の指揮・命令のもと、捕獲作業を支援、監督するものとする。

##### 【捕獲方法】

(銃器)

- 捕獲班は、原則として積雪期は1班3名以上、巻き狩り時は1班15名以上の捕獲従事者で班を編成し、捕獲を実施するものとする。
- 原則として忍び猟で実施するものとし、登山者等に影響のないエリアでは、犬を使用した巻き狩りを検討する。

(わな猟)

- 1班の捕獲従事者は、氷ノ山区域は2名以上、三川山区域及び香住浜坂沿岸区域は3名以上とし、捕獲従事者5名以上で班を編成して捕獲を実施するものとする。
- 使用するわなについては、わなごとに見やすい場所に所定事項を記載した標識を設置するものとする。
- シカ捕獲用のわなは、エサを用いた誘引捕獲とする。わなの設置場所は、事前調査の結果を踏まえ、最も誘引効果が高かった場所を選定する。
- イノシシ捕獲用のわなは、エサを使用しないこととする。

### 【捕獲従事者証の携行】

- 事業管理責任者、現場監督者及び捕獲従事者は、県が発行する従事者証を携行し、捕獲作業に従事するものとする。

## 4 安全管理

### 【安全管理一般】

- 受託者は、安全管理規程を遵守し、安全管理に努めるものとし、交通の妨げとなるような行為、その他公衆に迷惑を及ぼす行為等のないように十分な注意を払うとともに、事故防止に最大限の注意を払うものとする。
- 受託者は、捕獲作業を実施している地域（周辺）に、注意喚起看板を設置し、事故防止に努めるものとする。
- 受託者は、事業実施に影響を及ぼす事故、人身事故又は第三者に対して損害を与える事故が発生した時は、応急処置を講じるとともに、直ちに事故発生の状況、原因、経過及び事故による被害内容等を県に報告するものとする。
- 受託者は、県民等から捕獲に際し苦情を受けた場合には速やかに県に報告するものとする。

### 【捕獲作業時の安全管理】

- 銃猟の捕獲従事者は、十分に矢先とバックストップを確認し、捕獲作業に従事するものとする。
- わな猟の捕獲従事者が、銃器により止めさしをする場合においては、十分に矢先とバックストップを確認したうえで実施するものとする。
- 捕獲従事者は、必ず目立つ色の服装（狩猟用ベストと帽子）を着用する他、身分証を携帯し、捕獲作業に従事するものとする。

### 【わなの安全管理（くくりわな）】

- 見回りは、毎日1回以上行うものとする。
- くくりわなは、設置前に点検作業を行い、ワイヤーロープ等の消耗品を、捕獲の都度交換するものとする。

## 5 捕獲等をした個体の回収・処分方法

- 捕獲個体は、可能な限り食肉処理施設へ搬入し、有効活用に努めることとする。
- 兵庫県が定めるひょうごシカ肉活用ガイドラインに沿って、捕獲個体を取り扱うものとする。
- 食肉処理施設へ搬入する場合は、有償提供を行うものとする。
- 公的機関および行事等において捕獲個体の活用が見込まれる場合には、原則として無償提供を行うものとする。
- 有効活用に適さない捕獲個体については、原則として埋設処分することとし、法令に従って適切に処分するものとする。

## 6 錯誤捕獲への対応方針

- 捕獲に際しては、捕獲の対象となる動物種以外の動物に影響を与えない様に配慮するものとし、錯誤捕獲された場合には、すみやかに放棄するものとする。
- 万が一ツキノワグマが錯誤捕獲された場合は、県の指示のもと、受託者が放棄するものとする。ただし、放棄にかかる費用は発注者が負担するものとする。

### 【捕獲情報等の収集】

- 捕獲従事者は、捕獲事業の評価と検証に資する情報を収集するため、別に定める様式により捕獲作業の内容を記録する。
- 捕獲従事者は、捕獲個体について、別に定める調査様式により捕獲日、捕獲地点、捕獲方法、性、齢を記録する。
- 捕獲従事者は、捕獲個体の記録を記載した看板等を設置し、看板と捕獲個体の写真を撮影する。
- 捕獲個体の証拠物として、発注者に尾を提出する（ただし、食肉処理施設等へ搬入した場合は、提出は不要）。
- 捕獲従事者は、捕獲情報について直ちに現場監督者に報告する。

### 【捕獲事業の評価と検証】

- 受託者は、捕獲事業によって得られた捕獲情報等を分析し、捕獲事業の評価と検証を行うものとする。なお、分析項目は、捕獲手法別の CPUE, SPUE (SPUE は銃猟のみ)、捕獲個体の雌雄比および幼獣・成獣比、目標の達成度、捕獲努力量（外業の日数、事前調査の日数、出猟日数）とする。

## （2）捕獲等をした個体の放置に関する事項（実施する場合に限る）

### ① 放置する必要性

(注) 捕獲等をした鳥獣を捕獲等をした場所に放置することで、指定管理鳥獣捕獲等事業が特に効果的に行われるという観点から、放置をする必要性等を具体的に記載する。

### ② 放置の内容

放置する時期	放置する区域	放置する数	捕獲等の方法

### ③ 生態系、住民の安全、生活環境及び地域の産業への配慮事項

2 住民の安全への配慮事項として、例えば、放置した鳥獣をクマ類が捕食すること

により、住民の安全に影響を及ぼすおそれがある場合には実施しないこと、事前に周知して住民の理解を得ること等が挙げられる。

- 3 生活環境への配慮事項として、例えば、集落や道路の周辺を避けること、水源への影響がないこと等が挙げられる。
- 4 地域の産業への配慮事項として、例えば、農林業の周辺を避けること等が挙げられる。
- 5 放置個体による影響のモニタリングを実施する場合には、その方法等を記載する。
- 6 事業途中で放置により問題が生じた場合には放置を中止し、可能な限り放置個体の搬出等に務める旨を記載することが望ましい。
- 7 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施体制

【事業の実施主体】

兵庫県

【事業の実施形態】

委託

【委託の範囲】

- ・実施期間 令和4年6月1日～令和5年3月31日
- ・実施区域 養父市、香美町、新温泉町
- ・使用する猟具 銃器、くくりわな
- ・捕獲目標頭数 イノシシ15頭、ニホンジカ220頭

【想定される委託先】

県内の認定鳥獣捕獲等事業者

8 住民の安全を確保し、又は指定区域の静隠を保持するために必要な事項

(1) 住民の安全の確保のために必要な事項

- 市町を通じ、事前に捕獲実施を周知する。
- 捕獲作業実施地域には、注意喚起看板などの設置を行う。

(2) 指定区域の静隠の保持に必要な事項

- 観光地など人の出入りの多い場所には、わなの設置を控える。
- 止めさしで銃器を使用する際は、周囲の安全を十分に確認した上で、発砲回数を最小限にし、静穏の保持に努める。

9 その他指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するために必要な事項

(1) 事業において遵守しなければならない事項

- 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に加え、自然公園法、また事業管理に当たって関連する銃砲刀剣類所持等取締法、火薬類取締法、電波法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の法令を遵守する。

(2) 事業において配慮すべき事項

(3) 地域社会への配慮

事業の効果、評価を関係者等に広く周知するとともに、当事業を通じて、鳥獣管理の必要性について普及啓発する。

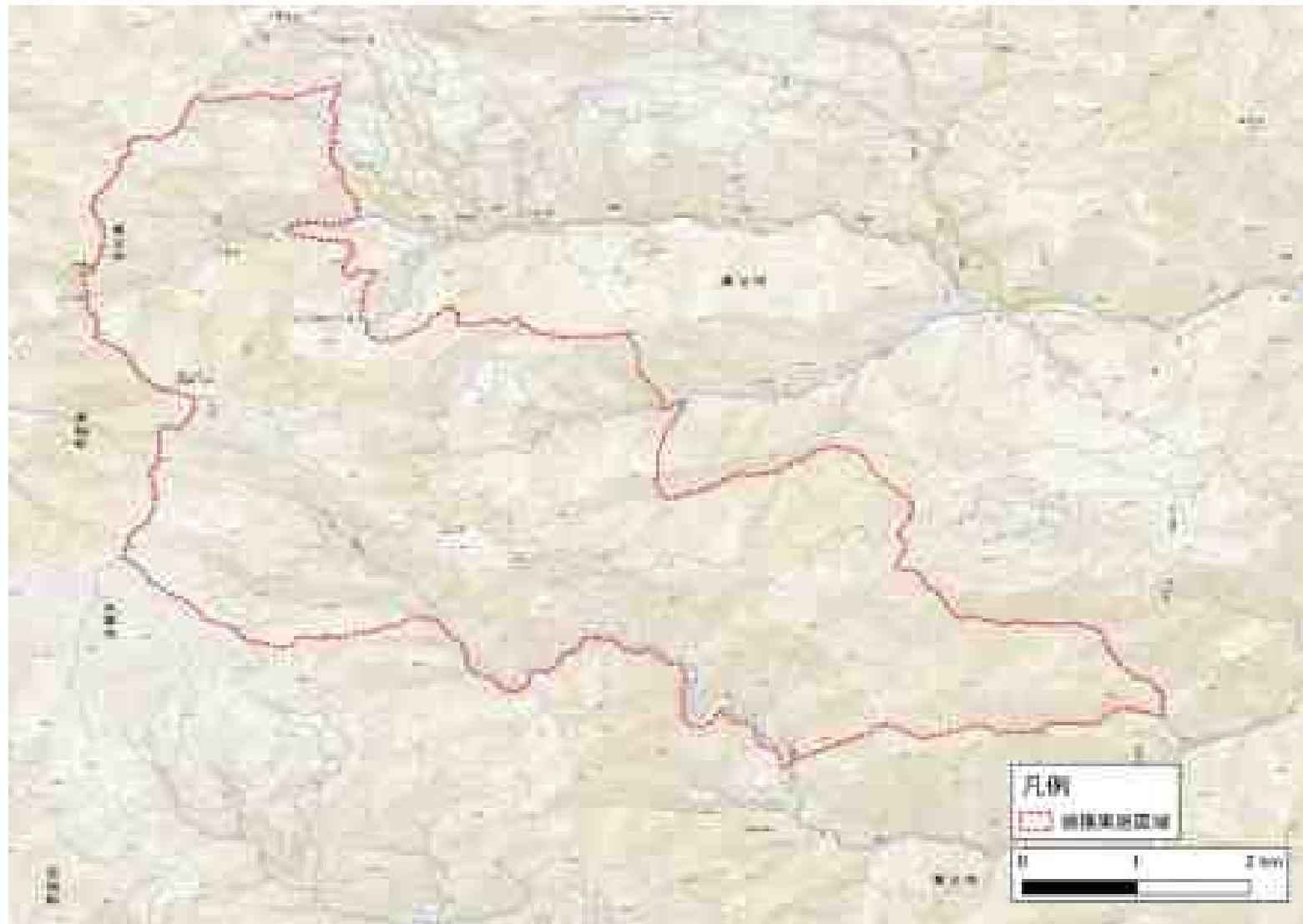
別紙：事業実施区域（全域）



事業実施区域のうち、新温泉町に含まれる区域



事業実施区域のうち、養父市に含まれる区域



事業実施区域のうち、香美町に含まれる区域

